

瀬戸焼ツクリテ販売送料補助金 交付申請マニュアル

令和3年5月

瀬戸市

第 I 部 補助の要件及び交付額

1 補助対象となる事業者

本補助金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症により影響を強く受けている瀬戸焼関連事業者及び製造業を営むツクリテです。

下記（１）から（５）に該当することが必要です。

- （１）本補助金を受給する事業者は、瀬戸市内に事業所が所在していること
- （２）法人もしくは開業届を提出している個人事業主であること
- （３）オンラインショップや SNS、カタログなど直接対面せずに商品情報を確認できインターネットや電話、FAX などで購入できる販売方法（以下、「非対面販売」という。）をもっていること
- （４）参加登録申請書の裏面に記載されている事項の誓約をしていること
- （５）交付決定日において倒産・廃業していないこと

2 対象となる事業

本補助金の対象となるのは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに一般消費者への非対面販売に伴って、事業者が配送業者へ支払った送料及び返送料です。

補助率は 9 / 10（1,000 円未満切り捨て）で上限 10 万円です。

3 補助事業の参加登録期間

令和 3 年 5 月 17 日から令和 3 年 6 月 18 日まで

※予算の範囲を超えた場合は抽選とします。結果は 6 月末にご連絡いたします。

4 補助金交付申請期間

令和 3 年 6 月 28 日から令和 4 年 1 月 31 日まで

※上限 10 万円に達した場合、上限に達してから 1 ヶ月以内に申請してください。

第Ⅱ部 補助の手続き

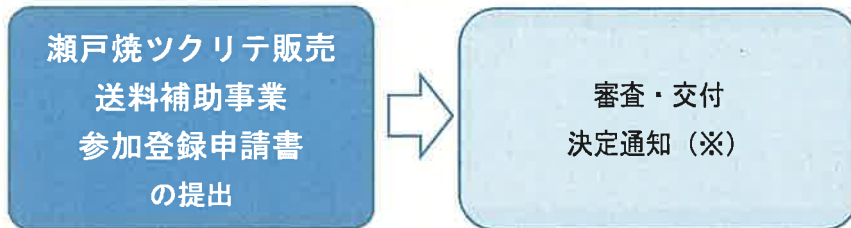
1 補助の手続きの流れ

本補助金の申込から補助の手続きは、概ね次のような流れとなります。

①参加登録

参加登録の申請をしてください。

登録していただく際には非対面販売の方法（オンラインショップ、カタログ販売など）について記載してください。



※参加登録申請が150事業者を超えた場合、抽選で参加登録者を決定し、市から連絡させていただきます。

抽選で外れた方は補欠となり、補欠通知を送らせていただきます。

補欠の方も参加登録者と同様に配送伝票や記録を取っておいてください。

補欠の方が繰り上がって対象となった場合は、市から順次連絡いたします。

（令和4年1月以降）

【注意事項】

配送伝票に品名を書く際には“瀬戸焼”など配送物が補助対象のものであることがわかるように表記いただきますよう、ご協力をお願いします。

②交付申請

上限10万円に達した場合もしくは補助対象となる送料が確定した場合は交付申請を行ってください。また、上限10万円に達した場合は達してから1ヶ月以内、補欠以外の参加登録者は令和4年1月31日までに交付申請を行ってください。期間を過ぎると補助金の支払いができなくなります。



適正な申請書受理後、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込まれます。振込日が確定したらご連絡いたします。

2 手続き方法等

①申込

期 間：令和3年5月17日（月）～令和3年6月18日（金）

※郵送の場合は6月18日消印有効

方 法：必要書類をあいち電子申請・届出システムやメール、郵送等で提出してください。

《メール》 monosho@city.seto.lg.jp

《郵 送》 〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市 ものづくり商業振興課

販売送料補助金担当 宛

必要書類：・第1号様式 瀬戸焼ツクリテ販売送料補助事業参加登録申請書

※氏名欄は、直筆でご記入ください。

・会社の定款又はこれに類する書類の写し

※個人事業主の場合は、開業届又は直前の確定申告書の写し

②交付申請

期 間：令和3年6月28日（月）～令和4年1月31日（月）

方 法：必要書類を窓口へ持参するか郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は簡易書留など郵便物の到達について確認できる方法で送付するようにしてください。※1月31日消印有効

《郵 送》 〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市 ものづくり商業振興課

販売送料補助金担当 宛

必要書類：・第3号様式 瀬戸焼ツクリテ販売送料補助事業交付申請書兼請求書

・配送先一覧表（任意様式、次ページ参照）

・送料負担を証明する書類（配送伝票（送り状）の写し、
配送業者が作成した各配送先への支払いの詳細がわかるもの
（請求書の一覧等））

・振込口座がわかる通帳又はキャッシュカードの写し

○ 申請書等の様式は、瀬戸市のホームページからダウンロードできます。

（市 HP 右上の MENU → 課名一覧 → ものづくり商業振興課 課のページへ →
お知らせ「瀬戸焼ツクリテ販売送料補助事業について」から確認できます。）

○ 提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。

○ 送料負担を証明する資料は、全ての送付先に関する実質負担送料やお届け先、
品名やサイズ等がわかる資料を提出してください。

配送先一覧表

事業者名：

日付	送付先 (市町村名)	宛名	配送料 (円) ※税込	伝票番号	配送事業者	※市確認欄
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
合 計 (A)			0	補 助 額 合計 (A) × 0.9 ※千円未満切捨		

↑補助額
上限10万円

3 振込

交付申請を受領して審査を完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に補助金を振り込みます。審査の上で不足書類や確認事項などがあれば申請者にご連絡いたします。

なお、申請内容が不適当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

4 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還しなければなりません。

5 お問い合わせ先

○補助金の申請方法について

瀬戸市地域振興部 ものづくり商業振興課 販売送料補助金担当

TEL : 0561-88-2807

対応時間 平日8時30分～17時15分（平日のみ）

交付金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村などが、「感染防止・生産性向上事業費補助金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。